

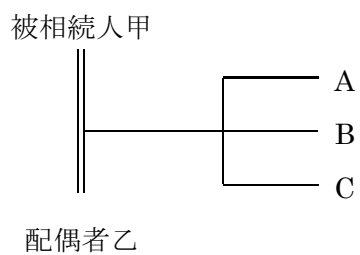
第●回相続税法能力検定試験 問題

3級

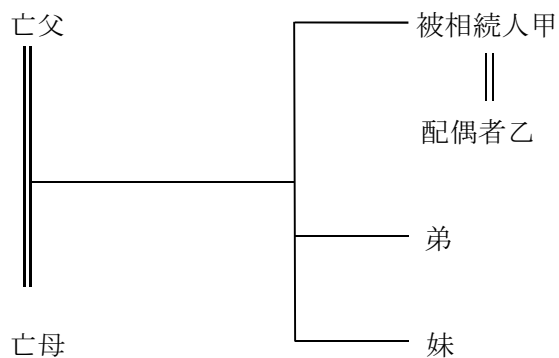
解答は解答用紙に

第1問 次の〈設例〉により民法に定める相続人及びその相続分を求めなさい。(20点)

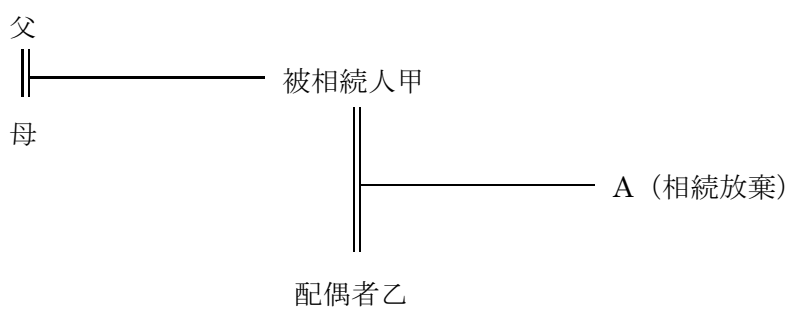
〈設例1〉



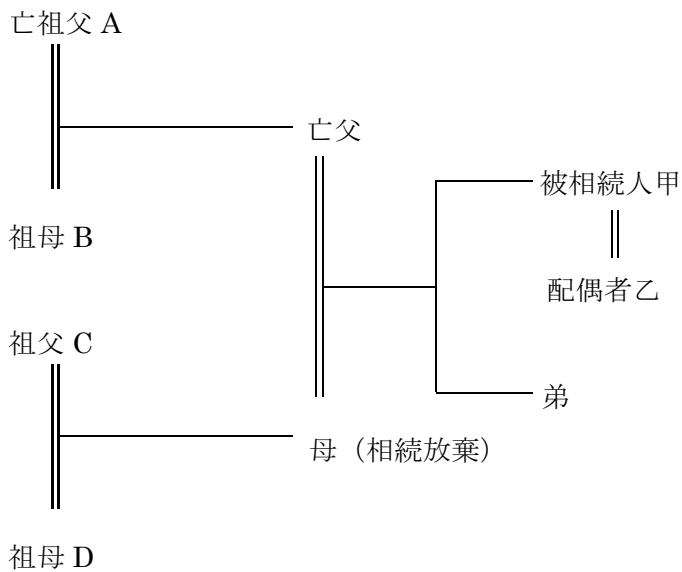
〈設例2〉



〈設例3〉



〈設例 4〉



第 2 問 次の各文につき、正しいものには○印を、誤っているものには×印を記入しなさい。(20 点)

- (1) 相続税の居住無制限納税義務者について課税される財産の範囲は、法施行地に所在する財産のみである。
- (2) 贈与税の役割の一つに、「相続税を補完する」がある。
- (3) 相続人は、相続開始の時から、被相続人の一身に専属したものを含め、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。
- (4) 相続の放棄は、自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 か月以内に行わなければならない。
- (5) 生命保険金等の非課税における非課税限度額は、「500 万円×相続人の数」により求められる。
- (6) 被相続人の相続開始時において、法施行地に住所を有し、かつ、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した個人（一時居住者に該当しない。）は、相続税の居住無制限納税義務者に該当する。
- (7) 被相続人の住所が法施行地にある場合においては、相続税の申告書を提出すべき者はその相続税の申告書を提出すべき者の住所地を管轄する税務署の税務署長に提出しなければならない。
- (8) いわゆる暦年課税により贈与税の計算が行われる場合、その年分の贈与税の課税価格から 110 万円の基礎控除額を控除する。
- (9) 配偶者からの贈与については、租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 に規定する税率（いわゆる特例税率）を適用することができる。
- (10) 相続税は、原則として相続税の申告書の提出期限までに国に納付しなければならない。

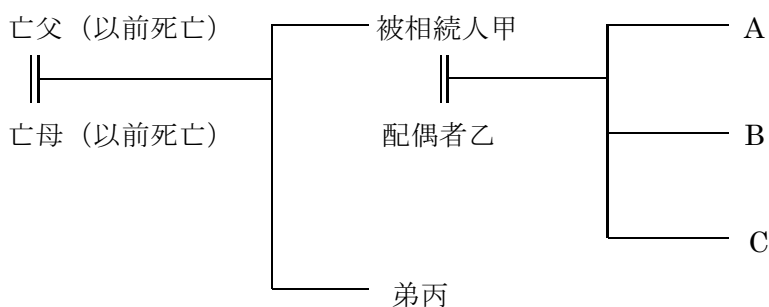
第3問 次の〈資料〉に基づいて各相続人及び受遺者（以下「相続人等」という。）の納付すべき相続税額を計算の根拠を示しながら求めなさい。

各相続人等の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数を調整しないで計算することとする。なお、金額欄に該当するものがない場合には、「——」を記入すること。また、非課税や課税関係のない場合などは、その旨を計算過程に示すこと。

(60点)

〈資料〉

1. 被相続人甲は令和2年10月10日に自宅で死亡し、相続人等は全員同日中に、その事実を知った。
2. 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- (注) 1 被相続人甲は、昭和35年10月25日生まれで、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。なお、生前において日本国外に住所を有していたことはない。
- 2 相続人等は、相続開始時において日本国内に住所を有しており、相続人等は全員20歳以上である。
- 3 被相続人甲と配偶者乙は、昭和60年6月10日に婚姻した。
- 4 亡父は平成14年5月25日に、亡母は平成20年6月30日にそれぞれ死亡している。なお、亡父及び亡母の死亡に係る相続については、それぞれ課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額以下であった。
- 5 Bは被相続人甲の相続について、適法に相続を放棄している。
- 6 Cは平成30年3月24日よりアメリカ合衆国のハワイ州に居住しているが、日本国籍を有している。

3. 被相続人甲の遺産等（財産の所在は、すべて日本国内である。）に関して判明している事項は次のとおりである。なお、被相続人甲が適法な手続きにより作成した公正証書遺言により、それぞれの受遺者に遺贈されており、それぞれの受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。

(1) 配偶者乙が取得した財産

① 土地 D	時価評価額	12,000,000 円
② 家屋 E	時価評価額	15,000,000 円
③ F 社株式	時価評価額	16,200,000 円
④ 墓地	時価評価額	5,000,000 円

(2) A が取得した財産

① 骨董品	時価評価額	500,000 円
② G 社株式	時価評価額	10,500,000 円

(3) B が取得した財産

① 農地	時価評価額	18,000,000 円
② 定期預金	時価評価額	8,005,000 円

(4) C が取得した財産

① 空地 H	時価評価額	15,000,000 円
② 日本国債	時価評価額	3,000,000 円
③ 米国国債	時価評価額	3,000,000 円

4. 上記 3 の遺贈財産及び下記 5 以降に掲げる財産以外の被相続人甲の遺産は、60,000,000 円（すべて預貯金等の流動資産である。）であり、その遺産については、令和 3 年 6 月 10 日に各相続人間で分割協議が行われ、各相続人が民法第 900 条（法定相続分）の規定による相続分に応じて取得した。

5. 被相続人甲の相続開始時における債務は次のとおりであり、(1)、(3)及び(4)については配偶者乙が、(2)については A がそれぞれ負担した。

(1) 飲食代未払金	300,000 円
(2) 保証債務	3,500,000 円
主たる債務者は弁済能力を有している。	
(3) 遺言執行費用	1,000,000 円
(4) 墓地購入未払金	2,000,000 円

6. 被相続人甲の葬式等に関して支出した費用は次のとおりであり、すべて B が負担した。

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 通夜・葬儀の費用 | 3,000,000 円 |
| (2) 初七日の法要の費用 | 1,400,000 円 |
| (3) 戒名料 | 300,000 円 |
| (4) 香典返戻費用 | 1,600,000 円 |

7. 被相続人甲に関する生命保険契約は、次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。

なお、保険契約者及び被保険者並びに保険金受取人は次のとおりであり、契約当初から変更された事実はない。

(1) I 生命保険

- | | |
|----------|-------------|
| イ 保険契約者 | 被相続人甲 |
| ロ 被保険者 | 被相続人甲 |
| ハ 保険料負担分 | 被相続人甲全額 |
| ニ 保険金受取人 | B |
| ホ 保険金額 | 4,000,000 円 |

(2) J 生命保険

- | | |
|----------|--------------|
| イ 保険契約者 | 被相続人甲 |
| ロ 被保険者 | 被相続人甲 |
| ハ 保険料負担分 | A |
| ニ 保険金受取人 | A |
| ホ 保険金額 | 20,000,000 円 |

(3) K 生命保険

- | | |
|----------|--------------------|
| イ 保険契約者 | 被相続人甲 |
| ロ 被保険者 | 被相続人甲 |
| ハ 保険料負担分 | 被相続人甲 1/2 配偶者乙 1/2 |
| ニ 保険金受取人 | C |
| ホ 保険金額 | 42,000,000 円 |

8. 被相続人甲の死亡後、生前勤務していた L 社より配偶者乙に対して死亡退職金 30,000,000 円が支給された。

<参考> 相続税の速算表

各法定相続人の 取得金額	税率 (%)	控 除 額	各法定相続人の 取得金額	税率 (%)	控 除 額
10,000 千円以下	10	0 千円	200,000 千円以下	40	17,000 千円
30,000 千円以下	15	500 千円	300,000 千円以下	45	27,000 千円
50,000 千円以下	20	2,000 千円	600,000 千円以下	50	42,000 千円
100,000 千円以下	30	7,000 千円	600,000 千円超	55	72,000 千円